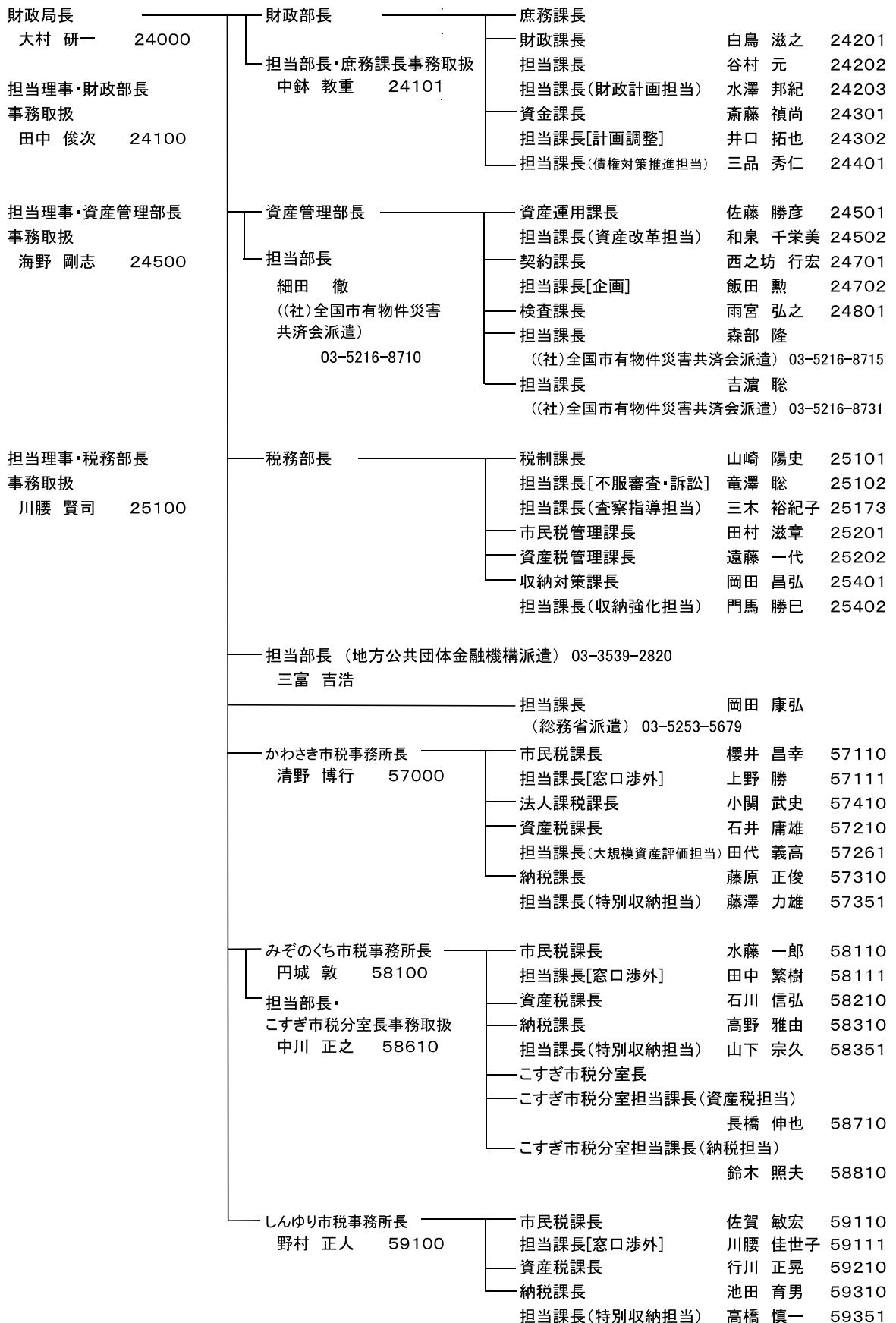


資料 1

【財政局管理職一覧】

平成27年4月1日現在



財政局事務分掌一覧

財政部

庶務課

- (1) 局の人事、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の連絡調整及び事務改善に関すること。
- (3) 財政に係る調査及び統計に関すること。
- (4) 財政事情の作成及び公表に関すること。
- (5) 局内他の課の主管に属しないこと。

財政課

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- (3) 予備費の総括管理に関すること。
- (4) 公営企業会計予算の調整に関すること。

資金課

- (1) 資金計画に関すること。
- (2) 市債及び一時借入金に関すること。
- (3) 地方交付税及び地方特例交付金に関すること。
- (4) 財政調整基金及び減債基金に関すること。
- (5) 基金の総括に関すること。
- (6) 国家及び県予算に係る要望の総括に関すること。
- (7) 当せん金付証票の発売に関すること。
- (8) 交通安全対策特別交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、市町村移譲事務交付金、市町村自治基盤強化総合補助金、市町村事業推進交付金及び首都圏等整備事業費に係る国庫補助負担率のかさ上げ措置に関すること。
- (9) 金融対策に関すること。

債権対策推進担当

- (1) 債権（市税を除く。）の管理の適正化及び収納対策の推進に係る総合調整に関すること。

資産管理部

資産運用課

- (1) 公有財産及び債権の総括に関すること（財政部の所管に属するものを除く。）。
- (2) 普通財産（代替地を除く。）の管理及び処分に関すること。
- (3) 代替地の取得及び処分に係る審査並びに管理に関すること。
- (4) 市有財産有効活用の推進に関すること。
- (5) 不動産等（地方自治法第238条第1項に規定する公有財産に相当するもの）の借受契約の総括に関すること。
- (6) 公益社団法人全国市有物件災害共済会に関すること。
- (7) 市有財産その他の損害保険に関すること。
- (8) 自動車重量税に関すること。
- (9) 国土利用計画法に基づく土地取引の規制及び遊休土地に関すること。
- (10) 土地利用審査会に関すること。
- (11) 用地の取得及び処分の協議及び調整に関すること。
- (12) 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。
- (13) 川崎市土地開発公社に関すること。

契約課

- (1) 契約に係る調査及び指導に関すること。
- (2) 工事の契約に関すること。
- (3) 測量及び地質調査の契約に関すること。
- (4) 庁舎、道路等の清掃の契約に関すること。
- (5) 物件（不動産を除く。）の購入契約、売却契約及び修理契約に関すること。
- (6) 競争入札参加者の資格審査に関すること。
- (7) 業者の選定に関すること。
- (8) 作業報酬審議会に関すること。

検査課

- (1) 工事の検査に関すること。
- (2) 会計実地検査に関すること（国土交通省所管の国庫補助事業に限る。）

税務部

税制課

- (1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。
- (2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。
- (3) 市税事務所との連絡調整に関すること。
- (4) 市税システムの調整に関すること。
- (5) 税務職員の研修に関すること。
- (6) 税務査察に関すること。
- (7) 市税の不服申立てに関すること。
- (8) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
- (10) 税務統計に関すること。
- (11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。

市民税管理課

- (1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税の賦課事務の企画、指導及び調整に関するここと。
- (2) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関するここと（資産税管理課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 納税思想の普及高揚に関するここと。
- (4) 入湯税の課税資料に関するここと。

資産税管理課

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務の企画、指導及び調整に関するここと。
- (2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関するここと。
- (3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関するここと。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事務の企画、指導及び調整に関するここと。
- (5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税資料に関するここと。

収納対策課

- (1) 市税の収納対策の企画及び推進に関すること。
- (2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。
- (3) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関すること。
- (4) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。

市税事務所（かわさき・みぞのくち・しんゆり）

市民税課

- (1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
- (2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るもの除く。）に関すること。
- (3) 軽自動車税の賦課に関する事（かわさき市税事務所に限る。）。
- (4) 納税思想の普及高揚に関する事。
- (5) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明及び閲覧に関する事。
- (6) 個人の市民税及び県民税の課税資料に関する事。
- (7) 軽自動車税の課税資料に関する事（かわさき市税事務所に限る。）。
- (8) 所の維持管理に関する事（みぞのくち市税事務所に限る。）。

法人課税課（かわさき市税事務所に限る。）

- (1) 給与所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課に関する事。
- (2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものに限る。）に関する事。
- (3) 法人の市民税の賦課に関する事。
- (4) 市たばこ税の賦課に関する事。
- (5) 入湯税の賦課に関する事。
- (6) 事業所税の賦課に関する事。
- (7) 特別徴収の市民税及び県民税の督促に関する事。
- (8) 法人の市民税及び事業所税の課税資料に関する事。

資産税課

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む（かわさき市税事務所に限る。）。）。
- (2) 特別土地保有税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
- (3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。

納税課

- (1) 市税の徵収、督促（特別徵収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。

こすぎ市税分室（みぞのくち市税事務所に限る。）

- (1) 普通徵収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
- (2) 公的年金等に係る所得に係る特別徵収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものと除く。）に関すること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (4) 納税思想の普及高揚に関すること。
- (5) 市税の証明及び閲覧に関すること。
- (6) 市税の徵収、督促（特別徵収の市民税及び県民税に係るものと除く。）及び滞納処分に関すること。